

## 第100号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27  
年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「921,000円」を「928,000円」に、「786,0  
00円」を「792,000円」に、「651,000円」を「656,000  
円」に、「626,000円」を「631,000円」に、「604,000円」  
を「609,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

（説明）議員報酬の額を改定する必要がある。